

入札公告【総合評価落札方式】

(建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）)

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年2月8日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局北勢国道事務所長 濱地 仁

1 業務の概要

(1) 業 務 名 平成25年度 1号伊勢大橋周辺漁業調査業務（電子入札対象案件）

(2) 業 務 内 容

本業務は、一般国道1号伊勢大橋架替事業による影響について、伊勢大橋周辺（揖斐川・長良川）の漁業を対象に実態調査等を行い、漁業補償額算定及び補償関係資料の作成等をおこなうものである。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成26年3月20日

(4) 入札方式等

- 1) 本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。
- 2) 予定価格が1,000万円を超える場合、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する業務対象。
- 3) 予定価格が500万円以上1,000万円以下の場合、業務品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格を設定する業務対象。
- 4) 2) 及び3)（予定価格が500万円以上）に該当する業務については、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。
- 5) 本業務は、申請書等（技術提案書は除く）を提出する際に見積書の提出を求めるものとする。
- 6) 本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）の資料提出及び入札を電子入札システム等で行うものとする。
- 7) 電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「公開情報」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・受付窓口：国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所 経理課

〒510-8013 四日市市南富田町4-6

TEL 059-363-5512 FAX 059-363-5549

まで持参により提出すること。

- ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

2 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加希望者は、次の1)に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成25・26年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を補償関係コンサルタント業務として申請していること。

なお、平成25年4月1日時点において、上記の一般競争（指名競争）参加資格の補償関係コンサルタント業務の認定を受けていなければならない。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※ 1) ②に掲げる平成25・26年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、競争参加資格確認申請書の提出期限までに平成25・26年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を補償関係コンサルタント業務として申請を行うこと。競争参加資格確認通知日の日は別表①の日を予定する。

(2) 業務拠点に関する要件

中部地方整備局管内に営業拠点等を有する者でなければならない。

※ 営業拠点等とは、中部地方整備局管内に技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

(3) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成15年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成24年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有していること。ただし、業務の実績のうち地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

ただし、再委託等により行ったものは、実績として認めない。

同種業務：補償コンサルタント登録規程（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる登録部門の営業補償・特殊補償部門に係る、河川における漁業補償及び漁業補償額算定業務

類似業務：登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門の営業補償・特殊補償部門に係る、漁業補償及び漁業補償額算定業務

(4) 配置予定主任担当者の資格に関する要件

配置予定主任担当者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、申請書等の提出期限までに当該登録規程第2条第1項の別表に掲げる部門の登録を受けていない場合にも申請書等を提出することができるが、この場合、申請書等提出時に登録規程に基づく「補償コンサルタント登録（新規・更新・追加）申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに登録を受け、「補償業務管理者証明書」及び「登録通知書」の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

- ・ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる営業補償・特殊補償部門に係る補償業務管理者
- ・ 社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年理事会決定、以下「実施規程」という。）第3条に掲げる営業補償・特殊補償部門に係る補償業務管理士

(5) 配置予定主任担当者の業務実績に関する要件

配置予定主任担当者は、平成15年度以降に完了した同種又は類似業務（平成24年度完了予定も対象に含む）において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者、出向等にかかわらず、担当者、管理者、指導者等の立場を問わないが、自ら主体的に関わったものに限る。

なお、照査技術者としての実績は認めない。

同種業務：補償コンサルタント登録規程（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、営業補償・特殊補償部門に係る、河川における漁業補償及び漁業補償額算定業務

類似業務：登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、営業補償・特殊補償部門に係る、漁業補償及び漁業補償額算定業務

（６）配置予定主任担当者の手持ち業務に関する要件

- １）平成２５年４月１日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が４億円未満かつ手持ち業務の件数が１０件未満である者であること。

ただし、平成２５年４月１日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が２億円未満かつ手持ち業務の件数が５件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは主任担当者、担当技術者として従事している契約金額が５００万円以上の業務をいう。

- ２）本業務の履行期間中は配置主任担当者の手持ち業務量が１）に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置主任担当者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置主任担当者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去４年間の地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置主任担当者と同等以上の平均点を有する者又は過去４年間の同種業務における地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が７５点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

（７）技術提案書に関する要件

- １）入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

- ①実施方針
- ②業務実施体制
- ③特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

ア) 補償額算定にあたって既存資料と整合を図る事項と注意すべき事項について

(8) 業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が主たる業務の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ・当該業務に関連する営業・特殊補償部門に係る補償業務管理者又は補償業務管理士を有していない場合。

(9) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

- ①技術提案書の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。
- ②技術提案書の各様式（実施方針、業務実施体制、特定テーマ）の注記に反する記載がされている場合。

(10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 a) 又は b) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、3 (2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- ①入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。
- ②上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

- ①技術提案等の内容に応じ、次の1)、2)、3)、4)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は60点、最低点数は0点とする。

- 1)基本事項評価（企業）
 - 2)基本事項評価（技術者）
 - 3)技術提案書
 - 4)技術提案の履行確実性を評価する場合がある。
- ②価格点の評価方法は以下のとおりとする。
価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 / 予定価格)
なお、価格点の配分点は30点とする。

(3) 技術提案書の評価基準等

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

- ①基本事項評価（企業）
業務実績、業務成績、業務拠点、企業信頼度（指名停止等の措置）
- ②基本事項評価（技術者）
業務実績、業務成績、技術者信頼度（優良表彰の有無）
- ③技術提案書
実施方針、業務実施体制、特定テーマに対する技術提案
- ④技術提案の履行確実性に関する評価
履行確実性を評価する場合の基準は、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の3. のとおり。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒510-8013 四日市市南富田町4-6

中部地方整備局北勢国道事務所

- ①経理課：契約手続に関すること。

電話 059-363-5512 FAX 059-363-5549

メールアドレス：keihokus@cbr.mlit.go.jp

②用地第二課：技術提案書等に関すること。

電話 059-363-5514 FAX 059-363-5521

メールアドレス：hokuyoch@cbr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書等（仕様書含む）の交付期間、場所及び方法

入札説明書等（仕様書含む）の交付期間：別表②のとおり。

交付場所及び方法：「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>

「公開情報」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「入札公告、揭示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、申請書等の作成についての参考資料や見積りに必要な仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、やむを得ない事情で、「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、4（1）の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

(3) 入札参加希望者は、電子入札システムにより申請書、資料及び見積書を提出するものとし、技術提案書は、「電子メール」、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※ 注1）（以下「郵送等」という。）」により提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、申請書、資料及び見積書を持参又は郵送等により4（1）まで提出すること。詳しい提出方法については入札説明書による。

・提出期間：以下のとおり提出期間が異なるため、注意すること。

様式1～7及び見積書 別表③1)のとおり

様式8～11 別表③2)のとおり

※ 注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとす
る。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①入札書の受付期間

別表④のとおり。

②入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により4（1）まで持参又は郵送等すること。

③開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

5 その他

- (1) 本入札に係る落札及び契約締結の条件は、当該業務に係る平成25年度本予算が成立し、予算示達がなされ、かつ平成25・26年度の一般競争（指名競争）参加資格を受けた場合とする。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ
の契約とする。

- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (3) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除

②契約保証金 免除

- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (5) 落札者の決定方法

3（1）に記したとおりとする。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

- (6) 契約書作成の要否 要。

- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 4（1）に同じ。

- (8) 競争参加資格確認申請書等に対する留意事項

競争参加資格確認申請書等の提出がない場合又は2（10）の場合を除き他の入札参加者と本件業務について相談等を行い作成されたと認められる場合など競争参加資格確認申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

- (9) 履行確実性を評価するために、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある（入札説明書参照）。

- (10) 詳細については、入札説明書による。

別表

①	競争参加資格確認通知の日	平成 2 5 年 3 月 2 6 日
②	入札説明書等（仕様書含む） の交付期間	平成 2 5 年 2 月 8 日から 平成 2 5 年 3 月 2 9 日まで
③	申請書等の提出期間	1) 様式 1 ～ 7 及び見積書 平成 2 5 年 2 月 1 2 日から平成 2 5 年 2 月 1 8 日ま での10時00分から16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 2) 様式 8 ～ 1 1 平成 2 5 年 2 月 2 6 日から平成 2 5 年 3 月 1 8 日ま での10時00分から16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	入札書の受付期間	平成 2 5 年 4 月 1 日10時00分から 平成 2 5 年 4 月 2 日16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	平成 2 5 年 4 月 3 日 1 0 時 0 0 分 北勢国道事務所入札室